



令和 7 年 1 月 23 日
第十管区海上保安本部

令和 6 年における海難発生状況（速報値）について ～船舶事故、人身事故ともに増加～

令和 6 年に第十管区管内で発生した海難の発生状況は、次のとおりです。

1 船舶事故^{※1}

- 船舶事故は151隻（前年比14隻増加）
- 船舶事故に伴う死者・行方不明者は2人（前年比6人減少）
- 小型船舶^{※2}の事故は合計127隻（前年比22隻増加）で全体の約8割
このうち、プレジャーボート^{※3}の事故は79隻（前年比26隻増加）

2 人身事故^{※4}

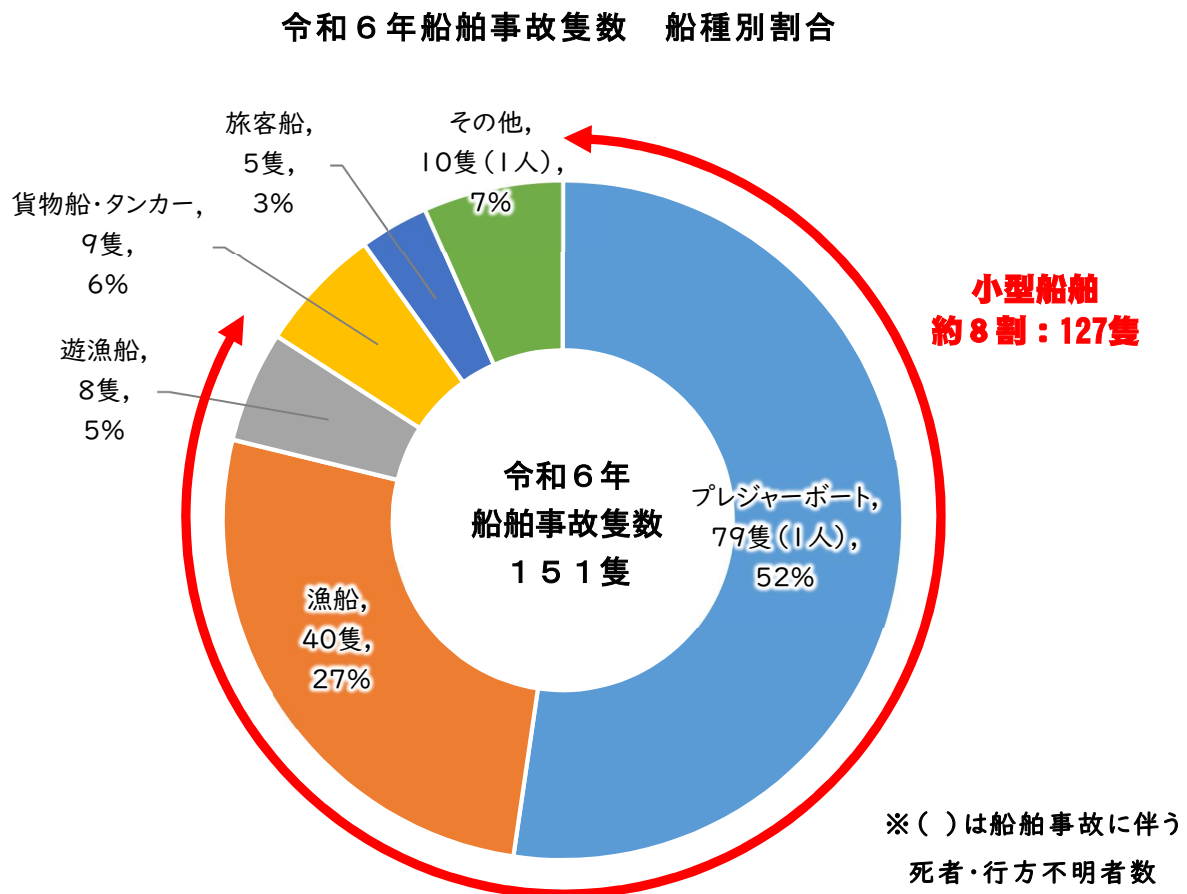
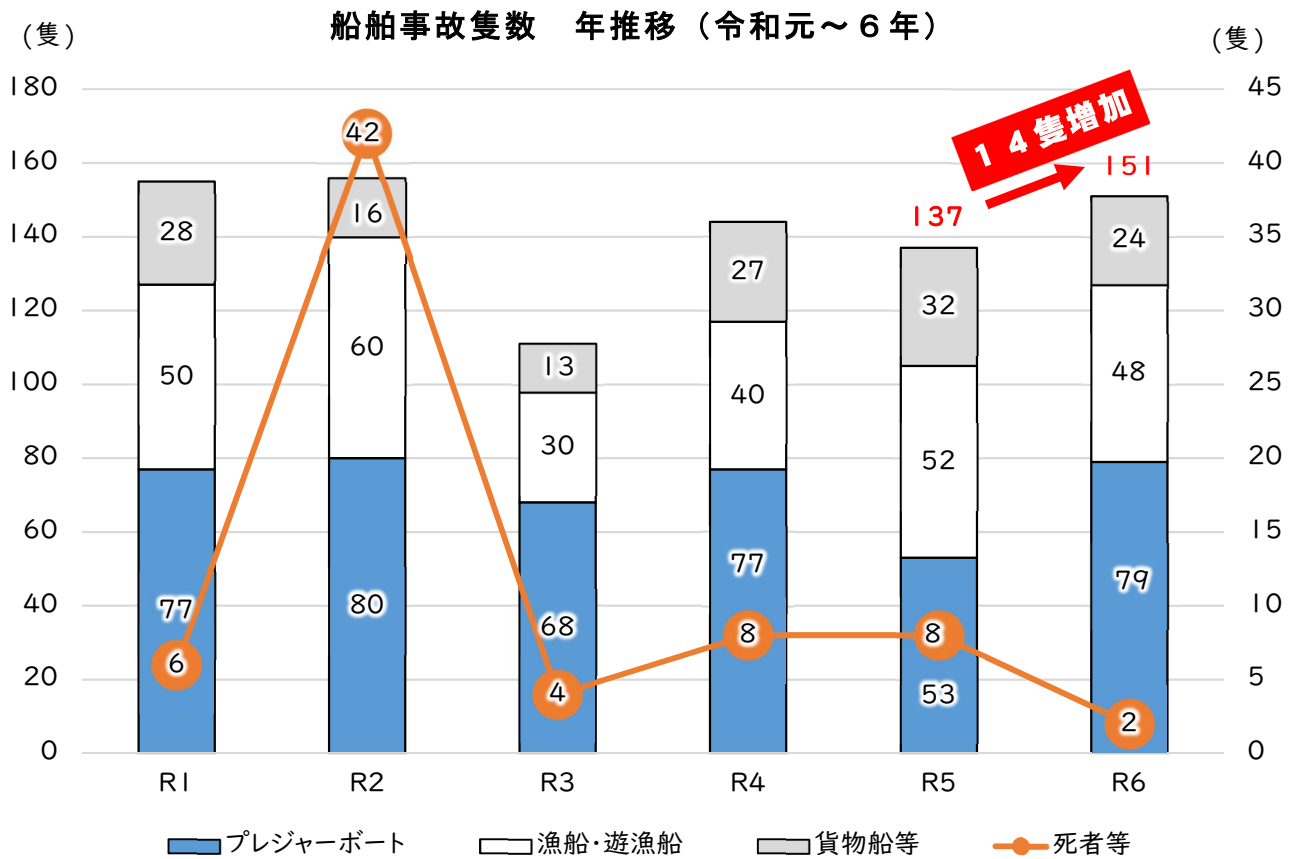
- 人身事故は186人（前年比48人増加）
- 人身事故に伴う死者・行方不明者は66人（前年比20人増加）
- マリンレジャーに伴う海浜事故は57人（前年比13人増加）
このうち、釣り中及び遊泳中の海浜事故は合計34人（前年比1人減少）で
マリンレジャーに伴う海浜事故全体の約6割

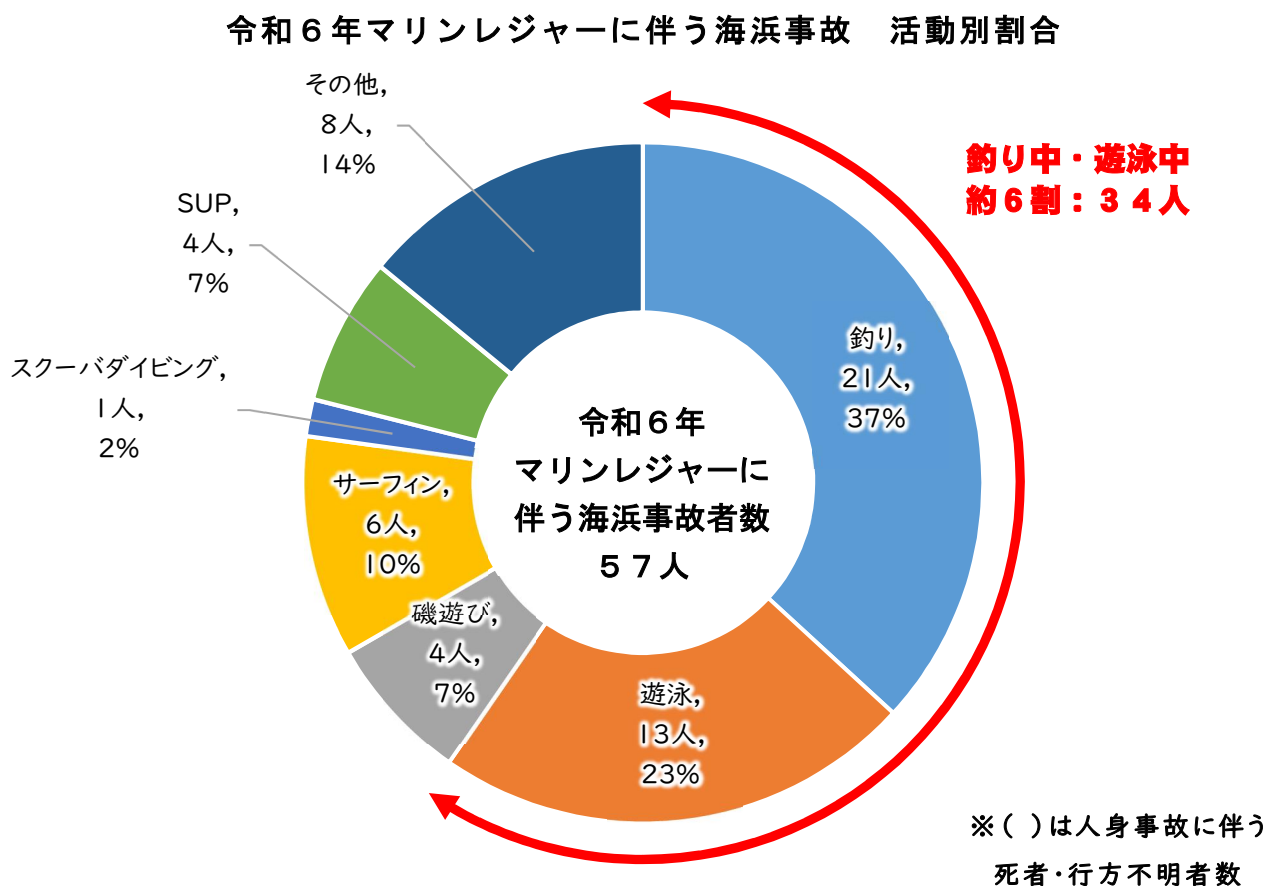
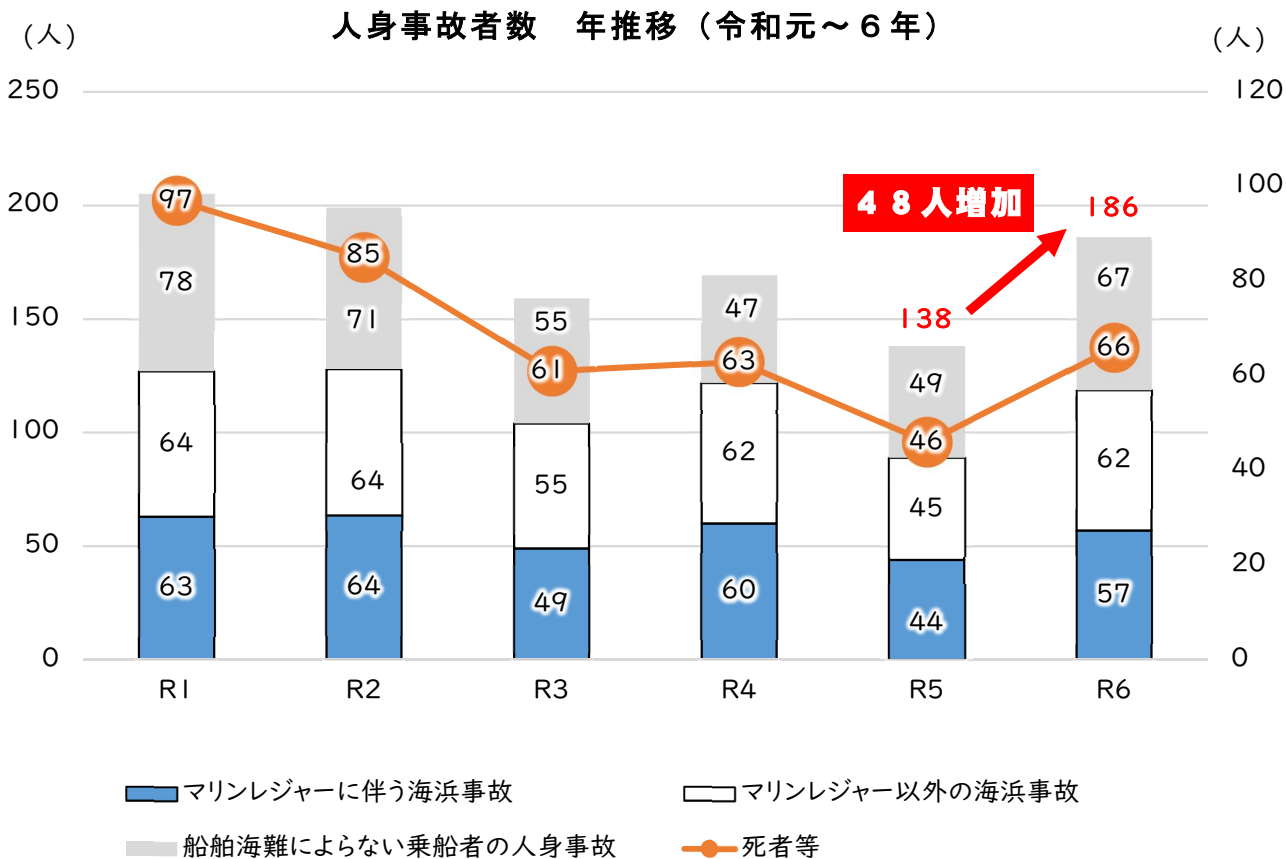
※1 「船舶事故」とは、船舶の衝突、乗揚、転覆、浸水、爆発、火災、行方不明及び機関、推進器、舵等の損傷又は故障及びその他安全な運航が阻害された事態をいう。

※2 「小型船舶」とは、総トン数20トン未満の船舶をいう。

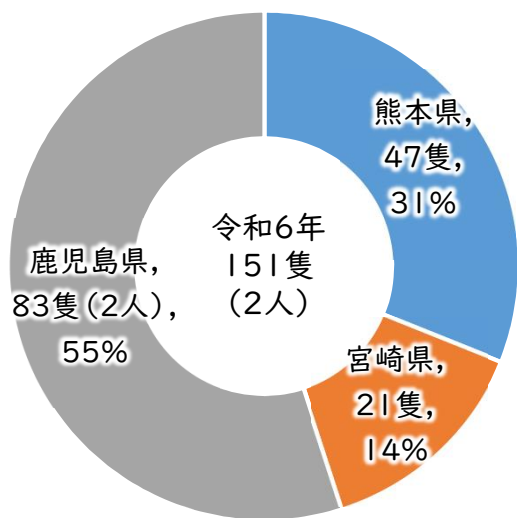
※3 「プレジャーボート」には、スポーツ又はレクリエーションに用いられるゴムボート、手漕ぎボート、シーカヤック、カヌー等を含む。

※4 「人身事故」とは、海浜等において発生した負傷、溺水等の事故及び船舶乗船者の負傷、海中転落等の事故（船舶事故に伴うものを除く。）をいう。

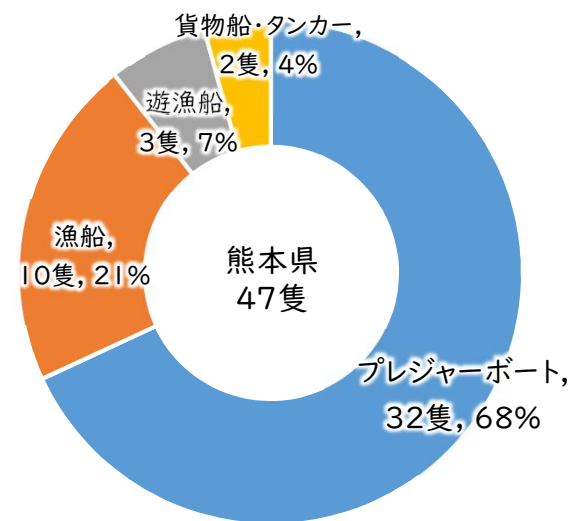




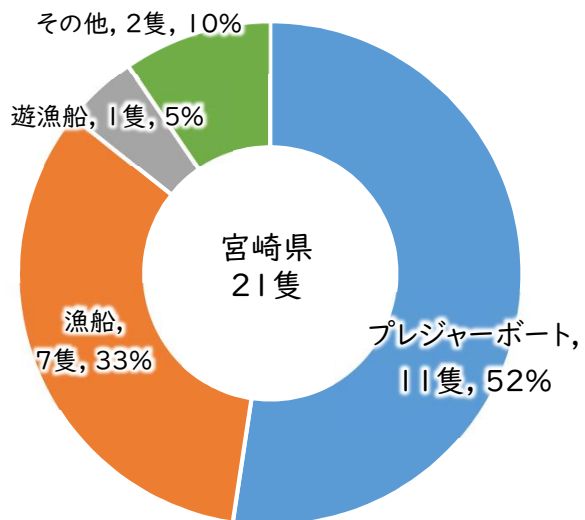
船舶事故の県別発生割合



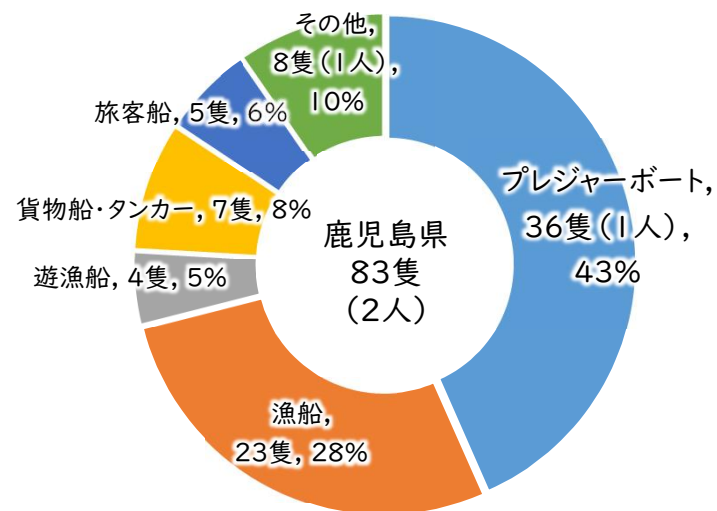
熊本県の船舶種類別発生割合



宮崎県の船舶種類別発生割合



鹿児島県の船舶種類別発生割合



※()内は事故者のうち死者・行方不明者数

県別の船舶事故発生状況(速報値) 前年比較

熊本県 (単位:隻)

年	PB	漁船	遊漁船	貨物船等	旅客船	その他	計
R5	28(1)	14	1	4	0	2	49(1)
R6	32	10	3	2	0	0	47

※()内は死者・行方不明者数

宮崎県 (単位:隻)

年	PB	漁船	遊漁船	貨物船等	旅客船	その他	計
R5	9	6	4(2)	2	0	2	23(2)
R6	11	7	1	0	0	2	21

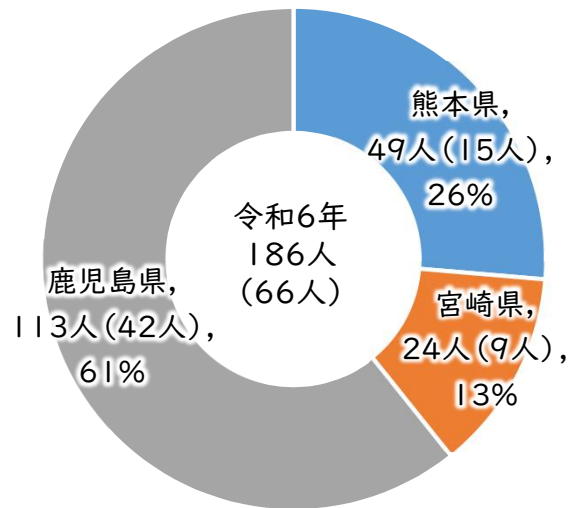
※()内は死者・行方不明者数

鹿児島県 (単位:隻)

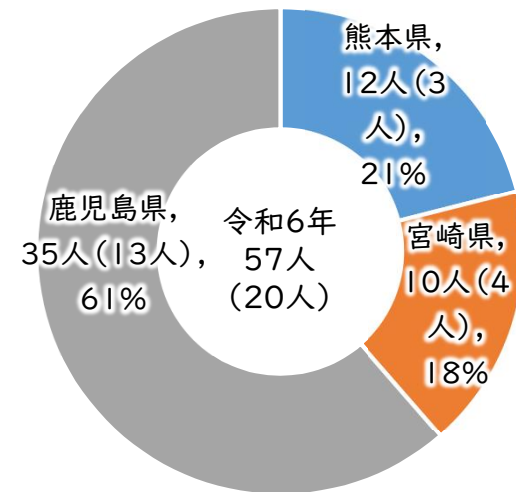
年	PB	漁船	遊漁船	貨物船等	旅客船	その他	計
R5	16	21(5)	6	8	6	8	65(5)
R6	36(1)	23	4	7	5	8(1)	83(2)

※()内は死者・行方不明者数

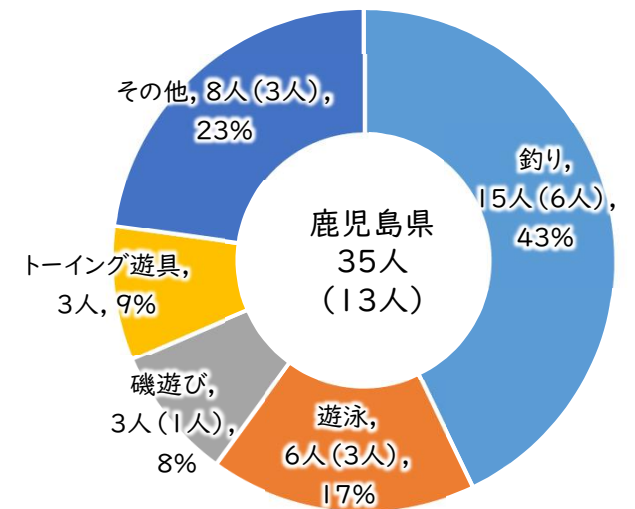
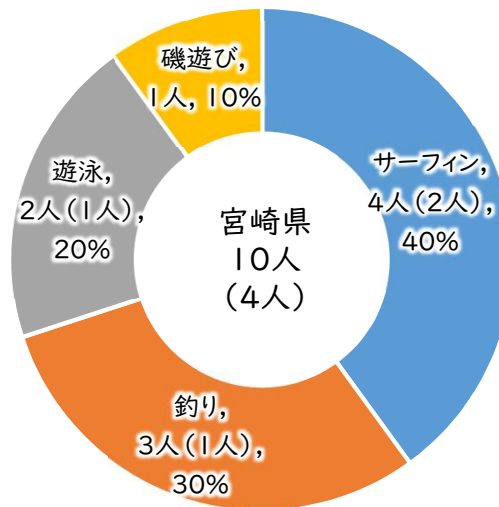
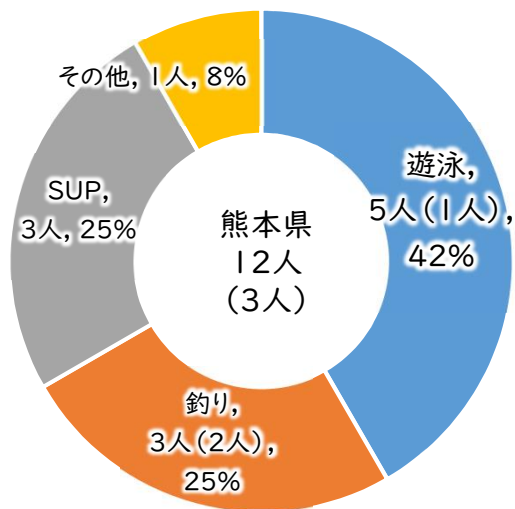
人身事故の県別発生割合



マリレジャーに伴う海浜事故の県別発生割合



マリレジャーに伴う海浜事故の県別、活動内容別発生割合



※()内は事故者のうち死者・行方不明者数

熊本県

（単位：人）

年	マリンレジャーに伴う 海浜事故	マリンレジャー以外の 海浜事故	乗船中の事故 (船舶海難除く)	計
R5	10(1)	16(8)	10(2)	36(11)
R6	12(3)	13(8)	24(4)	49(15)

※()内は死者・行方不明者数

宮崎県

（単位：人）

年	マリンレジャーに伴う 海浜事故	マリンレジャー以外の 海浜事故	乗船中の事故 (船舶海難除く)	計
R5	6	6(3)	4(2)	16(5)
R6	10(4)	7(4)	7(1)	24(9)

※()内は死者・行方不明者数

鹿児島県

（単位：人）

年	マリンレジャーに伴う 海浜事故	マリンレジャー以外の 海浜事故	乗船中の事故 (船舶海難除く)	計
R5	28(10)	23(15)	35(5)	86(30)
R6	35(13)	42(22)	36(7)	113(42)

※()内は死者・行方不明者数

マリンレジャーに伴う海浜事故

熊本県

(単位:人)

年	釣り	遊泳	磯遊び	スクーバダイビング	サーフィン	SUP	ボードセーリング	ウェイクボード	カイトサーフィン	トーイング遊具	計
R5	6(1)	1	0	0	0	2	1	0	0	0	10(1)
R6	3(2)	5(1)	0	0	0	3	0	1	0	0	12(3)

※()内は死者・行方不明者数

宮崎県

(単位:人)

年	釣り	遊泳	磯遊び	スクーバダイビング	サーフィン	SUP	ボードセーリング	ウェイクボード	カイトサーフィン	トーイング遊具	計
R5	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
R6	3(1)	2(1)	1	0	4(2)	0	0	0	0	0	10(4)

※()内は死者・行方不明者数

鹿児島県

(単位:人)

年	釣り	遊泳	磯遊び	スクーバダイビング	サーフィン	SUP	ボードセーリング	ウェイクボード	カイトサーフィン	トーイング遊具	計
R5	12(3)	11(5)	1(1)	1(1)	2	0	1	0	0	0	28(10)
R6	15(6)	6(3)	3(1)	1(1)	2(2)	1	3	0	1	3	35(13)

※()内は死者・行方不明者数



令和 7 年 1 月 2 3 日
第十管区海上保安本部

～令和 6 年の海上犯罪取締りの状況（送致件数）～

◆送致件数

第十管区海上保安本部管内における令和 6 年の送致件数は 632 件（前年比 31 件減）でした。

◆送致内訳

海事関係法令違反が最も多く 319 件（約 51%）、次いで漁業関係法令違反 112 件（約 18%）、その他の法令違反 85 件（約 13%）、刑法犯 59 件（約 9%）、海上環境法令違反 57 件（約 9%）となっています。

◆令和 6 年の主な事件

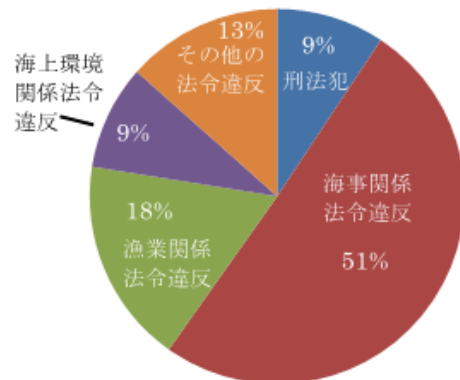
- ・豆腐製造業者による大豆かす不法投棄事件（熊本海上保安部）
- ・十島村口之島沖大韓民国籍ケミカルタンカー乗揚げ事件（鹿児島海上保安部）
- ・海上タクシーによる衝突逃走事件（熊本海上保安部）
- ・宮崎市内における「いせえび」密漁事件（宮崎海上保安部）

◆令和 7 年も、乗船者の身体・生命の危険に直結する無検査運航や無資格運航の取締りのほか、地域の要望にお応えできるよう、漁業資源の枯渇につながる密漁事件や、生活環境を悪化させる廃棄物の不法投棄など悪質犯罪の取締りに取組んで参ります。

◎ 法令別送致件数

◇ 刑法犯	59 件（+ 6 件）
◇ 海事関係法令違反	319 件（+76 件）
◇ 漁業関係法令違反	112 件（-65 件）
◇ 海上環境関係法令違反	57 件（+12 件）
◇ 出入国関係法令違反	0 件（± 0 件）
◇ 薬物・銃器関係法令違反	0 件（- 1 件）
◇ その他の法令違反	85 件（-59 件）

※ カッコ内は前年比



◎ 法令違反の内容

◇ 刑法犯

船舶の衝突や乗揚げなどの業務上過失往来危険罪が約 85%（50 件）を占め、人身事故等の業務上過失致死傷罪については約 7%（4 件）となっています。

◇ 海事関係法令違反

無検査運航や区域外航行、搭載人員超過などの船舶安全法違反が約 44% (141 件) と最も多く、次いで、船員の雇入契約にかかる不届出などの船員法違反が約 25% (81 件)、漁船登録番号の不表示や漁船登録票の不備えなどの漁船法違反が約 22% (70 件) などとなっています。

船舶別内訳では、プレジャーボート等の小型船舶による違反が約 55% を占め、次いで漁船によるものが約 32% となっています。

◇ 漁業関係法令違反

漁業権が設定されている水面で漁業権者以外の者が、いせえびやたこ、牡蠣などの魚介類を採る漁業権侵害が約 69% (77 件) を占め、次いで体長制限や禁止期間中の採捕などの県漁業調整規則違反が約 30% (34 件) となっています。

◇ 海上環境関係法令違反

船舶からの油の不法排出や船舶の不法投棄、法律で定められた掲示物の不掲示などの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が約 49% (28 件)、次いで廃棄物の不法投棄などの廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が約 42% (24 件) となっています。

◇ その他の法令違反

遊漁船業者登録票を掲示しない等の遊漁船業の適正化に関する法律違反が約 40% (34 件) で最も多く、次いで立入禁止場所への不法侵入の軽犯罪法違反が約 38% (32 件)、無線局の不法開設などの電波法違反が 21% (18 件) となっています。

◎ 令和 6 年の主な事件

◇ 豆腐製造業者による大豆かす不法投棄事件

熊本海上保安部は、令和 6 年 2 月 5 日、熊本県上天草市の海上に、豆腐の製造過程において発生した大豆かすを複数回にわたり不法投棄したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で男性 1 名を通常逮捕しました。

◇ 十島村口之島沖大韓民国籍ケミカルタンカー乗揚げ事件

鹿児島海上保安部は、令和 6 年 4 月 16 日、鹿児島郡十島村口之島北西の浅瀬に乗揚げた大韓民国籍ケミカルタンカー^{キョウン バイオニア}KEOYOUNG PIONEERの男性船長を 4 月 22 日、業務上過失往来危険の容疑で鹿児島地方検察庁へ書類送致しました。

◇ 海上タクシーによる衝突逃走事件

熊本海上保安部は、令和 6 年 10 月 14 日に熊本県上天草市所在の^{ひのしま}樋島港沖合でミニボートと衝突事故を起こし、そのまま現場から立ち去った海上タクシーを後日発見し、同船の男性船長を、11 月 4 日、業務上過失往来危険罪により通常逮捕しました。

◇ 宮崎市内における「いせえび」密漁事件

宮崎海上保安部は、令和 6 年 10 月 4 日の夜間、宮崎県宮崎市所在の^{うちうみ}内海港内において、いせえびを採捕し、宮崎市漁業協同組合の共同漁業権を侵害したとして、男性 3 名を、11 月 27 日、漁業法違反で通常逮捕しました。

■過去5年間における法令別送致件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑 法 犯	63	45	29	53	59
海 事 関 係 法 令	245	273	285	243	319
漁 業 関 係 法 令	121	115	113	177	112
海 上 環 境 関 係 法 令	37	42	63	45	57
出 入 国 関 係 法 令	0	0	0	0	0
薬 物 ・ 銃 器 関 係 法 令	0	0	1	1	0
そ の 他 の 法 令	51	75	110	144	85
合 計	517	550	601	663	632

■令和5年及び令和6年における県別送致件数・人員

罪種	計	刑法犯		海事関係		漁業関係		環境関係		出入国		薬物銃器		その他			
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		
鹿児島県	6年	250	154	23	20	148	73	28	23	17	17	-	-	-	-	34	21
	5年	213	153	23	19	81	66	41	35	19	13	-	-	1	1	48	19
熊本県	6年	207	103	18	18	116	45	31	16	27	15	-	-	-	-	15	9
	5年	198	114	23	23	96	43	30	24	13	6	-	-	-	-	36	18
宮崎県	6年	175	111	18	17	55	26	53	46	13	15	-	-	-	-	36	7
	5年	252	129	7	7	66	28	106	85	13	5	-	-	-	-	60	4
十区合計	6年	632	368	59	55	319	144	112	85	57	47	-	-	-	-	85	37
	5年	663	396	53	49	243	137	177	144	45	24	-	-	1	1	144	41

(注) 鹿児島県：鹿児島、串木野、奄美海上保安部 喜入、指宿、種子島、志布志、古仁屋海上保安署の取扱い

熊本県：熊本海上保安部 八代、天草海上保安署の取扱い

宮崎県：宮崎海上保安部 日向海上保安署の取扱い